

議案第67号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

住民基本台帳カード交付手数料を廃止する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例（昭和33年葛飾区条例第2号）の一部を次のように改正する。

付則第3項を削る。

別表第1中6の2の項を削り、6の3の項を6の2の項とし、6の4の項を6の3の項とする。

付 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。